十七　時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局、高度ＭＣＡ陸上移動通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の送信設備	次に掲げる送信設備 ㈠・㈡　略 ㈢　第四十九条の八の二の三において無線設備の条件が定められている時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機（時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局のうち、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機（時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局のうち、主として同一の構内又はそれに準ずる場所として列車内、船舶内及び航空機内において固定して使用されるものをいう。以下同じ。）以外のものをいう。以下同じ。）の送信設備	［略］	［略］
［十八～二十　略］	［略］	［略］	［略］

［２～４　略］

（時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備）

第四十九条の八の二の二　時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

［一・二　略］

２　時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の子機の無線設備は、前項に規定する条件のほか、二以上の時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の子機相互間で行われる無線通信であつて、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機を介さない無線通信を行う場合は、次の条件に適合するものであること。

一　一、八九五・六一六ＭＨｚ、一、八九七・三四四ＭＨｚ、一、九〇二・五二八ＭＨｚ又は一、九〇四・二五六ＭＨｚのいずれかの周波数の電波を使用すること。

十七　［同上］	次に掲げる送信設備 ㈠・㈡　同上 ㈢　第四十九条の八の二の三において無線設備の条件が定められている時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機（時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局のうち、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機（時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局のうち、主として同一の構内において固定して使用されるものをいう。以下同じ。）以外のものをいう。以下同じ。）の送信設備	［同上］	［同上］
［十八～二十　同上］	［同上］	［同上］	［同上］

［２～４　同上］

（時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備）

第四十九条の八の二の二　［同上］

［一・二　同上］

２　時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の子機の無線設備は、前項に規定する条件のほか、二以上の時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の子機（同一の時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機の識別符号を記憶しているものに限る。）相互間で行われる無線通信であつて、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機を介さない無線通信を行う場合は、次の条件に適合するものであること。ただし、総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。

一　一、八九五・六一六ＭＨｚ又は一、八九七・三四四ＭＨｚのいずれかの周波数の電波を使用すること。